

川崎市「わがまち花と緑のコンクール」実施要綱

(目的)

第1条 市内の花と緑の優良な景観を発掘し、この景観を創出している人々の活動を広く紹介し、市民の緑化意識の高揚を図ると共に、これらの人々の交流を深めることを目的に開催するわがまち花と緑のコンクール（以下「コンクール」という）の実施にあたり必要な事項を定める。

(主催等)

第2条 このコンクールは川崎市が主催し、実施にあたり必要な事務については公益財団法人川崎市公園緑地協会（以下「協会」という）が主管するものとする。

(運営委員会等の設置)

第3条 コンクールの実施にあたり、その公平性を確保するために、市民を加えたわがまち花と緑のコンクール運営委員会等を協会に設置することとし、その運営については、別途協会で定めるものとする。

(募集要領等)

第4条 募集対象及び募集要領等については、市と協議のうえ、別途協会で定めることとする。

(表彰等)

第5条 市長は、コンクールにおいて優秀な作品について、これを表彰する。

(事務局)

第6条 このコンクール及び運営委員会等の事務局は協会におく。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については市長が別途定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。